

あいち地域日本語教育コーディネーター派遣等事業 委託要綱

1 委託業務の目的

本県においては、2020 年度に「あいち地域日本語教育推進センター（以下、「センター」という。）を設置し、「あいち多文化共生推進プラン 2022」及び「愛知県地域日本語教育に関する基本的な方針」に掲げる日本語教育関係施策を、関係機関等と有機的に連携しつつ、総合的・体系的に取組の推進を図っている。

センターの課題解決支援の取組として、市町村等が、地域における日本語教育に関する取組を主体的に行うとともに、ボランティアを始めとする地域日本語教育関係者がそれぞれの役割を担い、連携・協働しながら実施するにあたって必要な指導・助言等を行うため、あいち地域日本語教育コーディネーターの派遣や相談会等を実施する。

2 委託期間

契約締結日から 2026 年 2 月 27 日（金）まで

3 業務内容及び実施方法

委託業務は以下のとおりとする。委託業務の実施にあつては、受託者の有する地域における日本語教育についての専門的な知識等を活かし、あいち地域日本語教育コーディネーターの専門性や活動実績を踏まえた上で、派遣先の選定や相談会の開催等に向けた調整業務を担う必要がある。

なお、用語の定義や実施内容などについては、参考 1「あいち地域日本語教育推進センター設置要綱」及び参考 2「あいち地域日本語教育コーディネーター設置要領」を参考とすること。

(1) あいち地域日本語教育コーディネーターの派遣

以下のとおり、地域日本語教育に関する取組を行う団体に対して必要な指導・助言等を行うため、県が別に委嘱するあいち地域日本語教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を派遣する。

コーディネーターについては、参考 3 のとおり。

ア 派遣先

県内市町村、県内市町村国際交流協会、NPO 法人、企業等が主催している地域の日本語教室等

イ 指導・助言等の内容

- ・ 日本語教室の設置・運営に関すること
- ・ 初期日本語教室の設置・運営に関すること
- ・ 多文化子育てサロンの実施に関すること
- ・ 日本語教育人材育成等の取組の企画等に関すること
- ・ 日本語教育関係者間の連携に関すること
- ・ その他、本事業の目的達成のために必要な事業に関すること

※ 研修講師や講演は、指導・助言等に該当しない。

ウ 派遣方法

- ① 地域日本語教育に関する指導・助言等が必要な団体の選定及び希望する団体の募集を行う。

なお、派遣先については、できる限り尾張地域（名古屋市内を除く）、西三河地域、東三河地域の各地域に広く派遣すること。

- ② 必要に応じて、応募団体のニーズのヒアリング等を行い、派遣先の地域性やコーディネーターの専門分野及び活動実績等を基に、コーディネーターの中から適任な人材を選定し、県と協議の上、派遣実施内容を決定する。

- ③ 派遣先に関する情報共有等を行うために、関係者を選定し、派遣に関する関係者会議（打合せ）を実施することができる。

- ④ 派遣実施に関する調整全般を行い、派遣を実施する。

なお、市町村以外の団体へ派遣する場合は、必要に応じて、関係市町村に対して当該派遣実施の周知等を行い、連携・協働を図ること。

エ 派遣先の数、派遣回数及び派遣人数

7 団体以上、1 団体あたり 2 回程度派遣すること。

1 回あたり 3 時間程度、各回 2 人を基本として派遣すること。

なお、派遣先等の状況を考慮し、Web 会議システムを活用するなど、適切な指導・助言等につながるよう実施すること。

オ 報告

コーディネーターの業務終了毎に、速やかに別に定める業務報告書を作成し、県に提出すること。

カ 謝金及び旅費の支払い

3 (1) オに規定する報告書の内容を審査し、県と協議の上、適正と認められたときは、次のとおり謝金及び旅費を支払う。

なお、関係者会議（打合）時間についても、謝金及び旅費の支払いの対象とする。

・謝金：1 時間あたり 5,200 円

（派遣に関する関係者会議（打合せ）についても同額とする。）

・旅費：実費相当の額

(2) コーディネーター活動報告・相談会の開催

市町村を始めとした地域日本語教育関係者に対して、当事業の周知を行うとともに、地域日本語教育に関する取組の相談会を開催すること。

ア 開催回数

1 回以上

イ その他

相談会は Web 会議システムを活用するなど、原則オンラインによる開催とする。

(3) その他

ア 広報

・チラシや Web、SNS 等を活用し、当事業について、広報を行うこと。

- ・県と協議の上、チラシの原稿を作成すること。(ただし、配布については県が行う。)
- ・チラシ等の Web、SNS 等への掲示にあたっては、県と協議の上行うこと。

イ アンケートの実施

- 3 (1)の派遣先に対して、アンケートを実施すること。
- なお、アンケートの内容は、県と相談して決定する。

ウ 運営

- 事業の実施にあたり、あいち地域日本語教育コーディネーターからの助言等を必要に応じて実施に反映させるよう努めること。

4 報告書の提出

(1) 提出物

- 事業報告書を Word 及び PDF 形式で作成し、これを格納した電子媒体 (CD-R 等) を 1 部提出すること。なお、当該報告書については県の公表資料とすることを前提とし、著作権や肖像権に注意して作成すること。

(2) 提出場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室
TEL : 052-954-6102 (ダイヤルイン)

(3) 提出期限

2026 年 2 月 27 日 (金)

5 業務実施における注意事項

- (1) 本事業は、受託者で有している知識等に基づき業務を遂行するものとする。
- (2) 本事業は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用して実施するものであり、「愛知県地域日本語教育推進補助金」を始め、他の地方公共団体が実施する助成制度を活用して実施することはできないものとする。
- (3) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て県に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等については、開発者が著作権を保有するものとし、その権利の取扱いについては受託者により適切に処理を行うものとする。
- (4) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 採用された企画に基づき本事業を実施することとするが、事業の実施に当たっては、県と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- (6) 事業実施にあたっては事前に県と十分協議するとともに、事業実施中についても、事業経過内容全般を常に把握している専任の担当者 (県との連絡調整担当者) を置き、進捗状況を逐次報告すること。
- (7) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (8) 愛知県のロゴマークを使用する場合は、あらかじめ県に相談して許可を得ること。
- (9) 本事業は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」

を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となること。

- (10) その他、本委託要綱に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。